

○ 日本生命 地銀株の3割売却 (21/3/9 時事通信)

- ・ 日本生命が、保有する地方銀行株式の約3割を2021年度中に売却する方針 地銀に通知 売却額は総額1000億円規模になる見通し
- ・ 新型コロナウイルスによる事業環境の変化や新たな国際規制の導入をにらみ、投資リスクを再評価し、売却が妥当と判断したとみられる 同様の動きが大手生保各社に広がる可能性あり 地銀経営への影響が注目される
- ・ 日生が大株主の地銀は全国に100行 21年度中に平均で3割の株式を売却 地銀を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、一部地銀は全株式を売却する方針の模様

○ 警察庁 高齢ドライバーの事故対策として実車試験導入 22年開始 (警察庁発表)

- ・ 75歳以上で、過去3年間に信号無視や速度超過など11種類の違反をしたドライバーは実車試験を受ける必要 75歳以上の7.2%にあたる15.3万人が対象 違反後に死亡・重傷事故を起こす危険性が高い違反をリストアップ 3年間のうち一つでも違反していたら実車試験の対象
- ・ 試験は、自動車教習所などのコースで、一時停止や右左折、段差を越える際にペダルを適切に踏み替えられるかなど5つの課題を確認 同乗する指導員が100点満点からの減点方式で採点
- ・ 第1種免許の合格ラインは70点以上 逆走と大きな信号無視は1度のミスで不合格 試験は免許の有効期限満了日の6カ月前から何度も受験可 合格できない場合は失効 警察庁の試行では、受験者の22.9%が1回目の試験では不合格
- ・ 70歳以上や、実車試験の対象とならない75歳以上のドライバーが受ける高齢者講習でも同様の実車指導を行い、点数評価を本人に通知 試験ではないが点数が低い人には、免許の自主返納や、安全運転サポート車(サポカー[※])だけを運転できる新設の「サポカー限定免許」の取得を促すこともあるとしている

◇高齢運転者の実車試験の対象となる11種類の主な違反

- ・ 信号無視
- ・ 反対車線へのはみ出し、逆走
- ・ 追い越し車線の通行
- ・ 速度超過
- ・ 禁止場所での横断、転回、後退
- ・ 踏切直前での不停止
- ・ 左折時に事前に左側に寄らない
- ・ 優先道路の進行を妨害

- ・横断歩行者の通行を妨害
- ・前方不注意
- ・携帯電話使用などの「ながら運転」
- ・75歳以上のドライバーが運転免許更新時に義務づけられている認知機能検査も実車試験の導入と同じタイミングで見直し
従来、認知機能検査は「認知症のおそれ」「認知機能低下のおそれ」「認知機能低下のおそれなし」の3区分だったが、医師の診断が必要かどうかで分ける「認知症のおそれの有無」の2区分に変更 上記実車試験の導入も踏まえ合理化 検査時の問題数も減らすほか、タブレット端末による回答も認める
導入は各教習所の判断となるが、タブレットを使うと所要時間は従来の3分の1程度の9分弱に短縮される
(※ サポカー：衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載車のこと 正式には「セーフティ・サポートカー」といいます)

○ 節税保険 抜け道ふさぐ 国税庁 追加対応へ (21/3/17 日経朝)

- ・国税庁は6月にも経営者向け節税保険の課税手法を追加で見直しする方針
国税庁と生保業界のいちごっこに手を打つ 17日に生保各社に経緯を説明
介護保険金を通じた節税手法への対応も明確化
初期の解約返戻金を低く抑えて会社から経営者への名義の移し替え時の課税額を抑え、経営者は返戻金が増加した後に解約して節税効果を得る手法が広がっていた
- ・新たな課税手法では、解約返戻金が保険料から算出される保険の資産計上額の一定割合を下回る場合に、資産計上額で課税額を算出する方針 19年度以降の契約が対象
経営者は名義変更時の課税額が増え、節税が困難に

○ 給与デジタル払い※ 足踏み 連合が銀行並み規制要求 (21/3/17 日経朝)

- ・政府は今春解禁予定だったが、連合が反対し、解禁時期は遅れる見通し
経団連は導入賛成だが連合は給与の振込先になる資金移動業者の安全性に不安ありと主張
(※ デジタル払い：現金や銀行振込ではなく、PayPay や楽天ペイ等のアプリに直接給与を送金する支払い方法 現在は法律で不可)
- ・論点は資金移動業者の規制のあり方 連合は銀行並みの規制を要求
一方で、少額の送金サービスを行う業者に銀行と同じ規制をかけるのは非現実的との意見も
厚労省は金融規制ではなく労働法制によるルール作りを検討 デジタル払いを認める業者に限って
厳しいルールを課す方針 保険会社との契約を義務化し、破綻した場合でも数日以内に給与が支払われるようにする
希望者限定や銀行口座との併用、デジタル払いの上限規制などの案もでている
- ・厚労省の消費者調査では、若い年代を中心に約4割の人が利用を検討すると回答しており、消

費者ニーズは高いと見ている 連合内部にも前向きな意見はあるが、とりまとめは先送りされる模様

○ 保険会社、本社オフィス縮小（21/3/18 日経朝）

- ・ 在宅勤務の拡大を受け、明治安田生命は本社の勤務スペースを3～4割削減 部署単位で席を決めない「グループアドレス」制を導入 テレワークを活用して輪番出社制に変更 空いたスペースに付近の賃貸ビルに入居していた部署を移し、オフィスを集約、年5億円の費用削減
- ・ あいおいニッセイ同和は本社面積を半減 アクサ損保は本社の座席数を半減する
- ・ 保険会社は不動産ビジネスも大きな収益源となっており、好立地の都心本社ビルを他社に開放するなどの有効活用が課題

○ ひまわり生命 非喫煙者専用がん保険 販売開始（21/3/23 日経朝）

- ・ 喫煙者は加入できず 保険料は最大2割安い 今後医療保険でも非喫煙者専用商品を拡大 非喫煙者に絞った保険商品は業界初（他のがん保険は喫煙者も加入できる）
- ・ 自由診療の投薬費も補償 生活習慣改善支援アプリや唾液でがんを調べるサービスも提供

○ 火災保険 契約期間 5年に短縮（21/3/23 読売）

- ・ 戸建やマンションなど一般住宅向け火災保険の契約期間が、22年度にも現行の最長10年から5年に短縮される見通し
豪雨や台風などの自然災害の増加で、損保各社の火災保険の収支が極度に悪化しているため
- ・ 損保各社でつくる損害保険料率算出機構が、参考準率の適用期間を5年に短縮する方向で検討中 金融庁への届け出を経て、損保各社は契約期間を短縮
- ・ 契約期間短縮で直近の自然災害の状況を保険料に反映しやすくなるが、契約者にとっては負担増となる可能性も

○ 郵政 4月から保険営業再開（21/3/24 日経朝）

- ・ 21年度は販売目標を定めず、再発防止・営業手法の切り替えに注力
個人向け商品は、日本郵便の社員が行う
「フラット35」の直接取り扱いも認可される見通し 5月から取り扱い開始

○ 住友生命 移動販売開始（21/3/25 日経朝）

- ・ 飲食の移動販売を支援するメロウなどと組み、商業施設や集合住宅周辺などで保険相談に応じる
保険の移動販売は生保業界初
- ・ 住生傘下の保険ショップ・いずみライフデザイナーズが専用トラックで4か所に展開
スタッフが常駐し保険を案内、ビデオ会議システムで保険ショップのスタッフと加入相談もできる
昼食時などの空き時間に保険ニーズを喚起

（以上）